

# ▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号)

実施 平成14年10月18日

## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	5
第1条 約款の適用 .....	5
第2条 約款の変更 .....	5
第2条の2 約款の公表 .....	5
第3条 用語の定義 .....	5
<b>第2章 モバイルアクセスサービスの種別等</b> .....	7
第3条の2 モバイルアクセスサービスの種別 .....	7
第4条 モバイルアクセスサービスの区分 .....	7
第4条の2 モバイルアクセスサービスの通信モード .....	7
第4条の3 モバイルアクセスサービスのアクセス方式 .....	8
第4条の4 モバイルアクセスサービスのコース区分等 .....	8
<b>第3章 モバイルアクセスサービスの提供区間</b> .....	8
第5条 モバイルアクセスサービスの提供区間 .....	8
<b>第4章 契約</b> .....	8
第6条 契約の単位 .....	8
第7条 モバイルアクセスサービス区域 .....	8
第8条 モバイルアクセス契約申込の方法 .....	8
第9条 モバイルアクセス契約申込の承諾 .....	8
第9条の2 削除	
第9条の2の2 削除	
第9条の2の3 削除	
第9条の3 削除	
第10条 モバイルアクセス回線番号 .....	9
第10条の2 削除	
第11条 削除	
第11条の2 その他の契約内容の変更 .....	9
第12条 利用権の譲渡 .....	9
第13条 モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除 .....	10
第14条 当社が行うモバイルアクセス契約の解除 .....	10
<b>第5章 付加機能</b> .....	11
第14条の2 付加機能の提供 .....	11
<b>第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等</b> .....	11
第1節 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第2節 契約者カードの貸与 .....	11
第16条の2 契約者カードの貸与 .....	11
第16条の3 モバイルアクセス回線番号の登録等 .....	11
第16条の4 契約者カードの取扱い .....	11
<b>第7章 利用中止等</b> .....	11
第17条 利用中止 .....	11
第18条 利用停止 .....	12

第18条の2	削除	
第19条	提供休止	12
<b>第8章</b>	<b>通信</b>	<b>13</b>
第20条	通信利用の制限	13
第20条の2	情報量の測定	14
第20条の3	削除	
<b>第9章</b>	<b>料金等</b>	<b>14</b>
第1節	料金及び工事に関する費用	14
第21条	料金及び工事に関する費用	14
第2節	料金等の支払義務	14
第21条の2	利用料の支払義務	14
第22条	同上	15
第22条の2	削除	
第22条の3	利用料の支払義務	15
第22条の4	削除	
第23条	手続きに関する料金の支払義務	16
第23条の2	工事費の支払義務	17
第23条の3	削除	
第3節	料金の計算等	17
第24条	料金の計算方法等	17
第4節	預託金	17
第25条	預託金	17
第5節	割増金及び延滞利息	17
第26条	割増金	17
第27条	延滞利息	17
<b>第10章</b>	<b>保守</b>	<b>18</b>
第28条	モバイルアクセス契約者の維持責任	18
第29条	モバイルアクセス契約者の切分責任	18
第30条	修理又は復旧の順位	18
<b>第11章</b>	<b>損害賠償</b>	<b>19</b>
第31条	責任の制限	19
第32条	免責	19
<b>第12章</b>	<b>雑則</b>	<b>20</b>
第33条	発信者番号通知	20
第34条	承諾の限界	20
第35条	モバイルアクセスサービスの廃止	20
第36条	利用に係るモバイルアクセス契約者の義務	20
第37条	削除	
第38条	削除	
第39条	モバイルアクセス契約者の氏名等の通知	21
第39条の2	削除	
第39条の3	削除	
第39条の4	削除	
第40条	法令に規定する事項	21
第40条の2	個人情報の取扱い	21
第40条の3	削除	
第41条	閲覧	21
第41条の2	削除	
第41条の3	削除	

第41条の4	削除	
第41条の5	削除	
第41条の6	特約	21
第41条の7	不可抗力	21
第41条の8	モバイルアクセス契約者に対する通知	21
<b>第13章</b>	<b>附帯サービス</b>	<b>22</b>
第42条	附帯サービス	22
<b>別記</b>		
1	モバイルアクセスサービスの提供区間	23
2	モバイルアクセス契約者の地位の承継	23
3	モバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出	23
4	契約事業者	23
4の2	削除	
4の3	削除	
5	契約者回線への自営端末設備の接続	23
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	24
6の2	自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	24
6の3	自営端末設備の電波法に基づく検査	25
7	契約者回線への自営電気通信設備の接続	25
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	25
8の2	自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	25
8の3	自営電気通信設備の電波法に基づく検査	25
8の4	電気通信役務契約等状況報告等	25
9	当社の維持責任	25
9の2	個人情報の開示	25
9の3	削除	
10	モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等	25
10の2	削除	
10の3	料金明細内訳の閲覧	26
10の4	削除	
10の5	削除	
10の6	端末あんしん保証の提供	26
10の7	利用権に関する事項の証明	27
11	支払証明書等の発行	28
12	新聞社等の基準	28
<b>料金表</b>		
<b>通則</b>		
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	32
第1	利用料	32
第2	手続きに関する料金	59
第3	削除	
第2表	工事に関する費用	62
第3表	附帯サービスに関する料金	63
第1	削除	
第2	削除	
第3	利用権に関する事項の証明手数料	63
第4	支払証明書等の発行手数料	63
第5	削除	
第6	削除	

第 7 削除

第 8 削除

別表 1 削除

別表 2 削除

別表 3 削除

別表 4 削除

附則 ..... 68

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このモバイルアクセスサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりモバイルアクセスサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 当社がモバイルアクセスサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてモバイルアクセス契約者に通知するご利用ガイド等のモバイルアクセスサービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(注) 本条のほか、当社は、モバイルアクセスサービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、モバイルアクセス契約者が特段の申出なくモバイルアクセスサービスを利用し、又は料金を支払ったとき、その他モバイルアクセス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、モバイルアクセス契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (約款の公表)

**第2条の2** 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

### (用語の定義)

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モバイルアクセス網	(1) 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） (2) 削除
4 モバイルアクセスサービス	モバイルアクセス網を使用して行う電気通信サービス

5	モバイルアクセスサービス取扱所	(1) モバイルアクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりモバイルアクセスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6	所属モバイルアクセスサービス取扱所	そのモバイルアクセスサービスの契約事務を行うモバイルアクセスサービス取扱所
7	モバイルアクセス契約	当社からモバイルアクセスサービスの提供を受けるための契約
8	モバイルアクセス契約者	当社とモバイルアクセス契約を締結している者
9	契約事業者	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）であって、別記4に規定する契約約款等に基づき電気通信役務を提供する者
10	移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
11	無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12	契約者回線	モバイルアクセス契約に基づいて当社（別記4に掲げる契約事業者を含みます。）の無線基地局設備とモバイルアクセス契約者が指定する移動無線装置（契約者カード又はチップが利用できるものに限り、）との間に設定される電気通信回線
13	端末設備	契約者回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14	自営端末設備	モバイルアクセス契約者が設置する端末設備（当社が販売した端末設備を含みます。）
15	自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16	契約者カード	モバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード又はチップであって、当社がモバイルアクセスサービスの提供のために契約者に貸与するもの
17	技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
18	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
19	削除	削除

20 削除	削除
21 削除	削除
22 モバイルアクセス契約群識別番号	モバイルアクセス契約者が指定する同一名義のモバイルアクセス回線番号（同一の種別に係るものに限ります。）から構成されるグループを識別するための番号

**第2章 モバイルアクセスサービスの種別等**  
**（モバイルアクセスサービスの種別）**

**第3条の2** モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
カテゴリーX	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービス又は卸5Gサービスを利用して提供するもの
カテゴリーF	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用して提供するものであって、カテゴリーX以外のもの
カテゴリーG	オレンジビジネスサービスジャパン株式会社のMachine to Machineサービスを利用して提供するもの

**（モバイルアクセスサービスの区分）**

**第4条** モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	付加機能として簡易メール（SMS）機能を提供するもの
備考	モバイルアクセス契約者は、タイプ1とタイプ2との間の相互の変更を請求することができません。

**2 削除**

**（モバイルアクセスサービスの通信モード）**

**第4条の2** モバイルアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内 容
データモード	符号の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
備考	
1 削除	
2 削除	
3 削除	

**2 削除**

**3 削除**

**(モバイルアクセスサービスのアクセス方式)**

**第4条の3** モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り）には、次のアクセス方式があります。

アクセス方式	内 容
L T E	卸X i サービスを利用するもの
5 G	卸5 G サービスを利用するもの
備考 当社は、モバイルアクセスサービス（タイプ1に係るものに限り）に限り、5 Gを提供します。	

**(モバイルアクセスサービスのコース区分等)**

**第4条の4** モバイルアクセスサービスには、料金表第1表（料金）に規定するプラン区分及びコース区分等の細目（以下「コース区分等」といいます。）があります。

**第3章 モバイルアクセスサービスの提供区間**

**(モバイルアクセスサービスの提供区間)**

**第5条** 当社は、モバイルアクセスサービスを別記1に定める提供区間において提供します。

**第4章 契約**

**(契約の単位)**

**第6条** 当社は、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1のモバイルアクセス契約を締結します。この場合、モバイルアクセス契約者は、1のモバイルアクセス契約につき1人に限ります。

**(モバイルアクセスサービス区域)**

**第7条** 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、モバイルアクセスサービス区域を設定します。

**(モバイルアクセス契約申込の方法)**

**第8条** モバイルアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりモバイルアクセス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) モバイルアクセスサービスの種別及び区分
- (2) 削除
- (3) モバイルアクセスサービスのアクセス方式及びコース区分等
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

**(モバイルアクセス契約申込の承諾)**

**第9条** 当社は、モバイルアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) モバイルアクセスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第18条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第25条（預託金）に規定する預託



金を預け入れないとき。

- (5) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (6) 削除
  - (7) 削除
  - (8) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。
  - (9) モバイルアクセスサービスの利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。
  - (10) 削除
  - (11) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるときは、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しません。

#### **第9条の2 削除**

#### **第9条の2の2 削除**

#### **第9条の2の3 削除**

#### **第9条の3 削除**

（モバイルアクセス回線番号）

**第10条** モバイルアクセス回線番号は、当社が定めることとします。

2 当社は、次に掲げる場合のほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイルアクセス回線番号を変更することがあります。この場合において、当社は、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

- (1) 削除
- (2) 第30条（修理又は復旧の順位）の規定による場合

#### **第10条の2 削除**

#### **第11条 削除**

（その他の契約内容の変更）

**第11条の2** 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、第8条（モバイルアクセス契約申込の方法）第1項第3号から第6号までに規定する契約内容の変更を行います。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は第9条（モバイルアクセス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡）

**第12条** 利用権（モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (2) 利用権を譲り受けようとする者が、第18条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (3) 利用権を譲り受けようとする者が、第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
  - (4) 利用権を譲り受けようとする者が、第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (5) 削除
  - (6) 削除
  - (7) 利用権を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。
  - (8) 利用権を譲り受けようとする者の利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。
  - (9) その利用権の譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるとき。
  - (10) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、モバイルアクセス契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）

**第13条** 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により通知していただきます。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除

（当社が行うモバイルアクセス契約の解除）

**第14条** 当社は、第18条（利用停止）の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を停止されたモバイルアクセス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、モバイルアクセス契約者が第18条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービスの利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約を解除することがあります。
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 第1項及び第2項に規定するほか、当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーFに係る者に限ります。以下本項において同じとします。）からの契約者カードに係る故障等の申告により、その契約者カードに故障が発生したと判断したときは、そのモバイルアクセス契約者の同意をもって、その契約者カードに係るモバイルアクセス契約を解除することがあります。
- 7 当社は、前6項の規定により、そのモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

**第14条の2** 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条(モバイルアクセス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

## 第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等

### 第1節 削除

**第15条** 削除

**第16条** 削除

### 第2節 契約者カードの貸与等

#### (契約者カードの貸与)

**第16条の2** 当社は、モバイルアクセス契約者へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は、1のモバイルアクセス契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する契約者カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

#### (モバイルアクセス回線番号の登録等)

**第16条の3** 当社は、次の場合には、契約者カードについてモバイルアクセス回線番号の登録等を行います。

(1) 契約者カードを貸与するとき。

(2) その他契約者カードの貸与を受けているモバイルアクセス契約者からモバイルアクセス回線番号の登録等を要する請求があったとき。

2 前項の規定によるほか、第10条(モバイルアクセス回線番号)第2項又は第30条(修理又は復旧の順位)の規定により、モバイルアクセス回線番号を変更する場合の取扱いについては、前項の規定に準ずるものとします。

#### (契約者カードの取扱い)

**第16条の4** 契約者カードの貸与を受けているモバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約に係る契約者カードを次のとおり取扱うものとします。

(1) (2)以外の場合

モバイルアクセス契約の解除があったとき又はその他契約者カードを使用しなくなったときは、その契約者カードを当社が指定するモバイルアクセスサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(2) モバイルアクセス契約がカテゴリFの場合

モバイルアクセス契約の解除があったときは、契約者カードの所有権は当社からモバイルアクセス契約者へ移転するものとし、モバイルアクセス契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、モバイルアクセス契約を申込み者又はモバイルアクセス契約者に開示し、モバイルアクセス契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

## 第7章 利用中止等

### (利用中止)

**第17条** 当社は、次の場合には、そのモバイルアクセスサービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第20条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### （利用停止）

**第18条** 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) モバイルアクセスサービスに係る契約の申込みに当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(3) 当社が別記3に定めるところにより行うモバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) モバイルアクセス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のモバイルアクセス契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反したとき。

(6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(8) 第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(9) 削除

(10) 削除

(11) 削除

(12) 削除

(13) 前12号のほか、この約款の規定に反する行為であって、モバイルアクセスサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 削除

3 前2項に規定するほか、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、通信を継続して行うことについてモバイルアクセスサービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その通信を停止することがあります。

4 当社は、第1項及び第3項の規定によりモバイルアクセスサービスの利用停止（前項の規定により、モバイルアクセスサービスの一部の利用を停止する場合を含みます。以下同じとします。）をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をモバイルアクセス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第18条の2 削除**

##### （提供休止）

**第19条** 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款等の廃止又は契約事業者の電気通信事業の休止若しくは廃止により、モバイルアクセス契約者がモ

モバイルアクセスサービスを全く利用できなくなったときは、そのモバイルアクセスサービスについて提供休止（そのモバイルアクセスサービスに係る電気通信設備及びモバイルアクセス回線番号を他に転用することを条件としてそのモバイルアクセスサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのモバイルアクセスサービスについて、モバイルアクセス契約者からモバイルアクセス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、提供休止しようとするときは、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。
- 3 第1項の提供休止の期間は、その提供休止をした日から起算して1年間とし、その提供休止の期間を経過した日において、そのモバイルアクセス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

## 第8章 通信

### (通信利用の制限)

**第20条** 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（その契約者回線に係るアクセス方式が5G以外のものであって、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 モバイルアクセス契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
  - (1) 通信が著しくふくそうした場合であって特定の地域への通信の利用を制限したとき。
  - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
  - (3) 協定事業者（契約事業者と相互接続協定（契約事業者が契約事業者以外の電気

通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第29条第1項第11号に規定する卸電気通信役務に係るもの及び第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する電気通信サービスへの通信を行う場合に、その電気通信サービスの提供条件等によりその着信が制限されるとき。

- 3 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があります。
- 4 削除
- 4の2 削除
- 4の3 削除
- 5 削除
- 6 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、モバイルアクセス契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 7 前項に規定する閲覧の制限により、モバイルアクセス契約者の利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、モバイルアクセス契約者はあらかじめ同意するものとします。
- 8 当社は、モバイルアクセス契約者が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、モバイルアクセスサービスの利用を制限することがあります。
- 9 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、モバイルアクセスサービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（情報量の測定）

**第20条の2** モバイルアクセスサービスに係る課金対象パケット（制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）の情報量の測定については、当社（契約事業者を含みます。）の機器により測定します。

**第20条の3** 削除

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

**第21条** 当社が提供するモバイルアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するモバイルアクセスサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

（利用料の支払義務）

**第21条の2** モバイルアクセス契約者（カテゴリーX又はカテゴリーFに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日であ

る場合は、1日間とします。)について、利用料(定額利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に限ります。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、モバイルアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、モバイルアクセス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、モバイルアクセス契約者は、次の場合を除き、モバイルアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により、そのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態(そのモバイルアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
3 モバイルアクセスサービスの提供休止をしたとき。	提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**第22条** 前条の規定によるほか、モバイルアクセス契約者は、当社が測定した情報量(そのモバイルアクセス契約者以外の者が行った通信により生じた情報量を含みます。)と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した利用料(データ通信利用料及び付加機能利用料に限ります。)の支払いを要します。

2 前項に規定する利用料について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別な事情があるときは、モバイルアクセス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

**第22条の2** 削除

**第22条の3** モバイルアクセス契約者(カテゴリーGに係る者に限ります。以下この条において同じとします。)は、そのモバイルアクセス契約(カテゴリーGに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)に係る契約者カードが当社のそのモバイルアクセス契約に係る特約に定める状態になった料金月(以下この項にお

いて課金開始月といえます。) から起算して、そのモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月までの期間（課金開始月及びモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、1 か月間とします。）について、定額利用料の支払いを要します。

2 削除

3 当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して、そのモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月までの期間において、モバイルアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料（定額利用料に限ります。以下本条において同じとします。）の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、モバイルアクセス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、モバイルアクセス契約者は、次の場合を除き、モバイルアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により、そのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態（そのモバイルアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄又は 3 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
3 モバイルアクセスサービスの提供休止をしたとき。	提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**第22条の4 削除**

（手続きに関する料金の支払義務）

**第23条** モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、モバイルアクセス回線番号の登録等の完了前にそのモバイルアクセス契約の解除又は当該請求等の取消しがあったときはこの限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。



#### (工事費の支払義務)

**第23条の2** モバイルアクセス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、モバイルアクセス契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

2 前項の規定にかかわらず、工事の着手前にそのモバイルアクセス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、モバイルアクセス契約者は、工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

3 第1項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、モバイルアクセス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第23条の3 削除

##### 第3節 料金の計算等

#### (料金の計算方法等)

**第24条** 料金の計算方法及び支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

##### 第4節 預託金

#### (預託金)

**第25条** モバイルアクセス契約者又は利用権の譲渡による譲受人は、次の場合には、モバイルアクセスサービスの利用に先立って(利用権の譲渡の場合はその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) モバイルアクセス契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 利用権の譲渡の承認を請求したとき。
- (3) 第18条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。

2 預託金の額は、1のモバイルアクセス契約当たり10万円以内の額で当社が定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、モバイルアクセス契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、当該契約に係る預託金を返還します。この場合において、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

##### 第5節 割増金及び延滞利息

#### (割増金)

**第26条** モバイルアクセス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### (延滞利息)

**第27条** モバイルアクセス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。

2 削除

## 第10章 保守

### (モバイルアクセス契約者の維持責任)

**第28条** モバイルアクセス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項に規定するほか、モバイルアクセス契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

### (モバイルアクセス契約者の切分責任)

**第29条** モバイルアクセス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、当社は、モバイルアクセスサービス取扱所において試験を行い、その結果をモバイルアクセス契約者にお知らせします。
- 3 モバイルアクセス契約者は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、モバイルアクセス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 4 本条は、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

### (修理又は復旧の順位)

**第30条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第20条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 水防機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 消防機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 災害救助機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 警察機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 防衛機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 選挙管理機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのモバイルアクセス契約に係るもの

	預貯金業務を行う金融機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのモバイルアクセス契約に係るもの（第1 順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社（契約事業者を含みます。）の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのモバイルアクセスサービスに係る電気通信設備又はモバイルアクセス回線番号を変更することがあります。

## 第11章 損害賠償

### （責任の制限）

**第31条** 当社は、モバイルアクセスサービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのモバイルアクセスサービスが全く利用できない状態（そのモバイルアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのモバイルアクセス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、モバイルアクセスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルアクセスサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する利用料（月額で定める料金に限り）。

(2) 前号に規定する料金以外の利用料（モバイルアクセスサービスが全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

ただし、付加機能利用料（料金表第1表に規定する国際ローミング機能又は簡易メール（SMS）機能（モバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限り）に係るものに限り）についてはこの限りではありません。

3 当社の故意又は重大な過失によりモバイルアクセスサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(注2) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、モバイルアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

### （免責）

**第32条** 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社（契約事業者を含みます。）の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（モバイルアクセスサービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社（契約事業者を含みます。）が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第12章 雑則

### （発信者番号通知）

**第33条** 当社は、移動無線装置からの通信については、そのモバイルアクセスサービスに係るモバイルアクセス回線番号を通信の相手先へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出した場合（当社が別に定める場合を除きます。）には、モバイルアクセス回線番号を通知しません。

（注）本条に規定する当社が別に定める場合は、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合とします。

### （承諾の限界）

**第34条** 当社は、モバイルアクセス契約者から自営端末設備の接続その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### （モバイルアクセスサービスの廃止）

**第35条** 当社は、技術仕様の変更等によりモバイルアクセスサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるモバイルアクセスサービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのモバイルアクセスサービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、モバイルアクセスサービスの一部又は全部の廃止に伴い、モバイルアクセス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりモバイルアクセスサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめモバイルアクセス契約者に通知します。

### （利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）

**第36条** モバイルアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）に登録されているモバイルアクセス回線番号その他の情報（モバイルアクセス契約者が利用する領域に係るものを除きます。）を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (3) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、通信を行わないこと。
- (4) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (5) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の

電子メールを送信すること。

(6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。

(7) 削除

2 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を負担していただきます。

3 モバイルアクセス契約者は、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスを法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）以外の者へ提供しないものとします。

**第37条 削除**

**第38条 削除**

（モバイルアクセス契約者の氏名等の通知）

**第39条** 当社は、契約事業者（モバイルアクセスサービスの契約者回線に係る無線基地局設備を設置する者に限ります。）から請求があったときは、モバイルアクセス契約者の氏名及び住所等をその契約事業者に通知することがあります。

2 削除

**第39条の2 削除**

**第39条の3 削除**

**第39条の4 削除**

（法令に規定する事項）

**第40条** モバイルアクセスサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記5から9までに定めるところによります。

（個人情報の取扱い）

**第40条の2** 当社は、モバイルアクセスサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記9の2及び当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定めるところによります。

**第40条の3 削除**

（閲覧）

**第41条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

**第41条の2 削除**

**第41条の3 削除**

**第41条の4 削除**

**第41条の5 削除**

（特約）

**第41条の6** この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

（不可抗力）

**第41条の7** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりモバイルアクセス契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

（モバイルアクセス契約者に対する通知）

**第41条の8** モバイルアクセス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、

モバイルアクセス契約者に対する通知が完了したものとします。

- (2) モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たモバイルアクセス契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、モバイルアクセス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たモバイルアクセス契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、モバイルアクセス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がモバイルアクセス契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、モバイルアクセス契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、モバイルアクセス契約者に対する通知が完了したものとします。

### 第13章 附帯サービス

#### (附帯サービス)

**第42条** モバイルアクセスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から11までに（その料金については、その附帯サービスの態様に応じて、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に）定めるところによります。

## 別記

### 1 モバイルアクセスサービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間においてモバイルアクセスサービスを提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（モバイルアクセス網とモバイルアクセス網以外の当社の電気通信サービスに係る網との接続点をいいます。）との間
- (3) 契約者回線の終端と、モバイルアクセス網と契約事業者との接続点又は相互接続点（モバイルアクセス網と協定事業者の電気通信回線設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (4) 削除
- (5) 削除

### 2 モバイルアクセス契約者の地位の承継

- (1) 第12条（利用権の譲渡）に規定するほか、モバイルアクセス契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記2において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、そのモバイルアクセス契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、モバイルアクセス契約者は、相続又は合併若しくは分割によりモバイルアクセス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人から、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属モバイルアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 モバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに所属モバイルアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 4 契約事業者

- (1) 携帯電話等契約に係る者

契約事業者の名称	関係する契約約款等の名称
株式会社NTTドコモ	卸携帯電話サービス契約約款
オレンジビジネスサービスジャパン株式会社	Machine to Machineサービスに係る契約

- (2) 削除

4の2 削除

4の3 削除

### 5 契約者回線への自営端末設備の接続

- (1) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続する

ときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

ウ 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) モバイルアクセス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備について接続を中止したときは、当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、モバイルアクセス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、モバイルアクセス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、モバイルアクセス契約者は、その自営端末設備について契約者回線への接続を中止していただきます。

## 6の2 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

(1) モバイルアクセス契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

(2) 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、モバイルアクセス契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

(3) 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただ



きます。

### 6の3 自営端末設備の電波法に基づく検査

別記6の2（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の2第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

### 7 契約者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) モバイルアクセス契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備について接続を中止したときは、当社に通知していただきます。

### 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6の規定に準じて取り扱います。

### 8の2 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記6の2（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

### 8の3 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の3（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

### 8の4 電気通信役務契約等状況報告等

当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、モバイルアクセス契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。

### 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 9の2 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

### 9の3 削除

### 10 モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等

- (1) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、そのモバイルアクセスサービスに係る契約者回線に接続可能な移動無線装置（備品等を含みます。以下この別記10において同じとします。）を販売します。この場合において、販売する移動無線装置の機種及び販売価格は、当社がモバイルアクセスサービスに関する重要事項説明書に定めるところによります。
- (2) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、当社が販売する移動無線装置の機器設定等を行います。この場合において、当社が対応可能な機器設定等の内容及びモバイルアクセス契約者が負担を要する費用については、当社がモバイルアクセスサービスに関する重要事項説明書に定めるところによります。
- (3) 当社が販売した移動無線装置については、当社が定める保証書に基づき修理します。  
その他、保証の内容については、保証書の定めるところによります。
- (4) (1)から(3)までに規定するほか、移動無線装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第27条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

10の2 削除

**10の3 料金明細内訳の閲覧**

- (1) 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーGに係る者を除きます。）から請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、自営端末設備から当社が設置する料金明細内訳記録装置（料金明細内訳を記録し、閲覧に供するための装置をいいます。）に接続して料金明細内訳の閲覧を可能とします。
- (2) 料金明細内訳の閲覧の対象となるものは、料金表通則に規定する合算請求に係る全ての契約者回線とします。
- (3) モバイルアクセス契約者は、料金明細内訳の閲覧に係る契約者識別符号（モバイルアクセス契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、モバイルアクセス契約に基づきモバイルアクセス契約者に割り当てたものをいいます。）及び暗証符号に関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。
- (4) 当社は、料金明細内訳の閲覧及び利用にともない発生する損害については責任を負いません。

10の4 削除

10の5 削除

**10の6 端末あんしん保証の提供**

- (1) 当社は、次に掲げるすべての申込み、届出及び請求と同時に、そのモバイルアクセス契約者（カテゴリーX又はカテゴリーFに係る者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときは、その移動無線装置（当社が端末あんしん保証付きとして販売する機種に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）について端末あんしん保証を提供します。  
ア モバイルアクセス契約（カテゴリーX又はカテゴリーFに係るものに限りま  
す。以下この別記10の6において同じとします。）の申込み又は移動無線装置の  
機種の変更の届出  
イ その移動無線装置の購入に係る請求（別記10に規定する請求をいいます。）
- (2) 当社は、モバイルアクセス契約者（(1)の規定により端末あんしん保証を提供される者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときは、その移動無線装置に係る故障について、次表に掲げる修理等を行います。

区	分	内	容
---	---	---	---

交換サポート	その移動無線装置と同じ機種（同等の機種を含みます。）の移動無線装置との交換
<p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 当社は、次に掲げるとおり交換サポートを提供します。</p> <p>ア 当社は、その移動無線装置を引渡しの日から3年間に於いて6回を上限として交換サポートを提供します。</p> <p>イ モバイルアクセス契約者は、交換サポートの提供を受けた場合であつて、その故障した移動無線装置を当社が指定する期限までに当社に送付しないときは、違約金として30,000円を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 当社は、そのモバイルアクセス契約が解除された場合又はその移動無線装置について機種の変更があつた場合はその移動無線装置に係る交換サポートを廃止します。</p> <p>エ アからウまでに規定するほか、交換サポートに係る提供条件は、当社が定める保証書に基づくものとします。</p> <p>3 当社は、その移動無線装置の故障及び紛失がモバイルアクセス契約者の故意又は重過失による場合は、交換サポートを提供しません。</p> <p>4 交換サポートに係る料金については、当社がモバイルアクセスサービスに関する重要事項説明書に定めるところによります。</p>	

- (3) (1)及び(2)に規定するほか、端末あんしん保証に係る料金、交換サポートに係る料金の支払方法並びに消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第27条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱うものとします。

#### 10の7 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があつたときは、モバイルアクセスサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
- ただし、証明の請求のあつた事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
- ア モバイルアクセス契約の申込みの承諾年月日
- イ モバイルアクセス回線番号
- ウ モバイルアクセス契約者（モバイルアクセス契約者の地位の承継があつた場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記2の規定による代表者として）の氏名、名称又は住所若しくは居所
- エ 削除
- オ そのモバイルアクセスサービスの種別、通信モード、区分、アクセス方式又はコース区分等
- カ 利用権の譲渡の承認の請求があつたときは、その受付年月日及び受付番号
- キ 利用権の移転があつたときは、その効力が発生した年月日
- ク 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があつたときは、その受付年月日及び受付番号
- ケ 削除
- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、モバイルアクセスサービス取扱所に提出していただき

ます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

#### 11 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、所属モバイルアクセスサービス取扱所において、そのモバイルアクセスサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、そのモバイルアクセスサービスに係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。
- (3) モバイルアクセス契約者は、(1)又は(2)の規定による請求をし、その支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

#### 12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約に基づき支払う料金のうち、利用料は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとし、カテゴリGに係る利用料（定額利用料に限ります。以下この条において同じとします。）について(1)から(3)までに該当する場合には日割しません。

  - (1) 料金月の初日以外の日にモバイルアクセスサービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日にモバイルアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日にモバイルアクセスサービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）し、その日にそのモバイルアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (4) 第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号（この規定に準じる規定を含みます。）の表の規定（通則3の規定によるものを除きます。）に該当するとき。
  - (5) 通則7の規定による起算日の変更があったとき。
- 2の2 通則2の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）2-6（ユニバーサルサービス料）及び2-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。
- 3 通則2に規定するほか、当社は、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定（同表の2欄の規定に限ります。）に該当するときは、月額料金をその利用時間に応じて分数割（1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）します。
- 4 通則2の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 通則4に規定するほか、通則3の規定による月額料金の分数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数に60を乗じて得た分数により行います。この場合、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 6 利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめモバイルアクセス契約者の同意を得て、通則1の規定にかかわらず、複数の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)
- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (料金等の支払い)

9 モバイルアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するモバイルアクセスサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

9の2 当社は、モバイルアクセスサービスに係る料金については、当社の合算請求（モバイルアクセス契約群識別番号ごとのモバイルアクセスサービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。）により、モバイルアクセス契約者に請求します。

10 モバイルアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則9から10の規定にかかわらず、モバイルアクセス契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (過払金の相殺)

11の2 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

#### (前受金)

12 当社は、料金について、モバイルアクセス契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

#### (消費税相当額の加算)

13 第21条の2（利用料の支払義務）から第23条の2（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額（次に掲げるものを除きます。）は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(1) 別記10の6に規定する端末あんしん保証に係る違約金

(2) 削除

(3) 削除

(4) 定額利用料及びデータ通信利用料（カテゴリーGに係るものの場合であって、その料金月においてモバイルアクセスサービス区域内からの通信が行われないうちのものに限ります。）

(5) 付加機能利用料（料金表第1表に規定する国際ローミング機能又は簡易メール（SMS）機能（モバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限ります。）に係るものに限ります。）

(6) 削除

(注1) この料金表に規定する料金又は工事に関する費用の額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の額は税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

#### (料金の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、その旨を周知します。

**(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)**

15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。

(1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係る1の電気通信設備

(2) 削除

(3) モバイルアクセス契約者（カテゴリーX（そのコース区分がゼロコースに係るものを除きます。）に係る者又はカテゴリーF（そのコース区分がゼロコースに係るものを除きます。）に係る者に限ります。）は、次のとおりエリアメールを受信することができます。

ア モバイルアクセス契約者は、契約事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社及び契約事業者が定める方法により、制御信号を利用して受信することができます。

イ アに規定する災害等の情報は、第18条（利用停止）の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。

(4) 削除

16 削除

17 削除

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容																																	
(1) モバイルアクセスサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、モバイルアクセスサービスの需要と供給の見込み等を考慮してモバイルアクセスサービス区域を設定します。																																	
(2) モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）に係る月額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア 削除 イ 削除 ウ モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）には、次表のとおりコース区分等があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プラン区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ー</td> <td style="text-align: center;">基本コース</td> <td>                     ゼロコース                      スタンバイコース                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">ECOプラン</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">通信量コース</td> <td>500MB コース</td> </tr> <tr> <td>1GB コース</td> </tr> <tr> <td>3GB コース</td> </tr> <tr> <td>7GB コース</td> </tr> <tr> <td>15GB コース</td> </tr> <tr> <td>30GB コース</td> </tr> <tr> <td>50GB コース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">従量コース</td> <td>10MB プラスコース</td> </tr> <tr> <td>30MB プラスコース</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">ナイトバリュープラン</td> <td rowspan="8" style="text-align: center;">通信量コース</td> <td>1GB コース</td> </tr> <tr> <td>3GB コース</td> </tr> <tr> <td>7GB コース</td> </tr> <tr> <td>15GB コース</td> </tr> <tr> <td>30GB コース</td> </tr> <tr> <td>50GB コース</td> </tr> <tr> <td>100GB コース</td> </tr> <tr> <td>300GB コース</td> </tr> <tr> <td>500GB コース</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備考</td> </tr> </tbody> </table>		プラン区分	コース区分		ー	基本コース	ゼロコース スタンバイコース	ECOプラン	通信量コース	500MB コース	1GB コース	3GB コース	7GB コース	15GB コース	30GB コース	50GB コース	従量コース	10MB プラスコース	30MB プラスコース	ナイトバリュープラン	通信量コース	1GB コース	3GB コース	7GB コース	15GB コース	30GB コース	50GB コース	100GB コース	300GB コース	500GB コース	備考		
プラン区分	コース区分																																	
ー	基本コース	ゼロコース スタンバイコース																																
ECOプラン	通信量コース	500MB コース																																
		1GB コース																																
		3GB コース																																
		7GB コース																																
		15GB コース																																
		30GB コース																																
	50GB コース																																	
	従量コース	10MB プラスコース																																
30MB プラスコース																																		
ナイトバリュープラン	通信量コース	1GB コース																																
		3GB コース																																
		7GB コース																																
		15GB コース																																
		30GB コース																																
		50GB コース																																
		100GB コース																																
		300GB コース																																
500GB コース																																		
備考																																		



- 1 当社は、モバイルアクセス契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属するモバイルアクセス契約であって、モバイルアクセス契約者の指定するモバイルアクセス契約（通信量コースに係るものに限ります。）から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。
- 2 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を最大5までとします。
- 3 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします。
- 4 ナイトバリュープランと他のプランの混在する基本容量シェアグループを設定することはできません。
- 5 当社は、モバイルアクセス契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 6 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約において、その基本容量シェアグループに混在することができないコース区分等への変更の申出があったときは、その変更の適用と同時に、そのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外します。
- 7 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考8(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。
- 8 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限ります。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。
  - (1) (2)又は(3)以外のもの  
1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合
  - (2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの  
基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

9 当社は、備考8に規定するモバイルアクセスサービスの利用の制限のほか、午前7時正時から午後7時正時までの間、ナイトバリュープランに係るモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

ただし、備考8に定める利用の制限が適用されるときは、この備考9に定める利用の制限は適用しません。

10 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り、）の規定を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,048,576メガバイトを1テラバイトとします。

エ 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り、）に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の（ア）から（キ）までのとおり適用します。

（ア）基本コース

コース区分	内容
ゼロコース	契約者カードの貸与のみを行い、通信を行うことができないように設定するもの
スタンバイコース	接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるように設定するもの

備考

- 1 基本コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。
- 2 当社は、ゼロコースの提供を開始した日を含む料金月を1料金月目として3料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。
- 3 当社は、2に規定するゼロコースの最長提供期間内に、モバイルアクセス契約者からモバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへの区分の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします。

- 4 ゼロコースに係るモバイルアクセス契約の申込みを行う者は、2及び3に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。
- 5 スタンバイコースに係るモバイルアクセス契約は、申込みを行うことができません。
- 6 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更について、次に掲げる変更を請求することはできません。
- (1) スタンバイコース又は(イ)から(エ)までのいずれかのコース区分からゼロコースへの変更
- (2) ゼロコース又は(イ)から(エ)までのいずれかのコース区分からスタンバイコースへの変更
- 7 モバイルアクセス契約者(ゼロコース又はスタンバイコースに係る者に限ります。)は、モバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめそのモバイルアクセス契約について(イ)から(エ)までのいずれかへのコース区分の変更を行い、変更後の区分において、モバイルアクセス契約の解除を通知していただきます。

(イ) 通信量コース

A ECOプランのもの

コース区分	内容
500MBコース	1の料金月における基本容量を512メガバイトに設定するもの
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの
備考 通信量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。	

B ナイトバリュープランのもの

コース区分	内容
-------	----

1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの
100GBコース	1の料金月における基本容量を102,400メガバイトに設定するもの
300GBコース	1の料金月における基本容量を307,200メガバイトに設定するもの
500GBコース	1の料金月における基本容量を512,000メガバイトに設定するもの
備考 通信量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。	

(ウ) 削除

(エ) 従量コース (ECOプランのもの)

コース区分	内容
10MBプラスコース	無料通信量を10メガバイトに設定するもの
30MBプラスコース	無料通信量を30メガバイトに設定するもの

備考

- 1 従量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料を適用します。
- 2 データ通信利用料は、128バイトを単位として、1の料金月における通信量の値の合計が無料通信量を超える場合に限り、その超過部分について適用します。  
ただし、当社がモバイルアクセス契約に基づきモバイルアクセスサービスの提供を開始したとき又はモバイルアクセス契約の解除があったときは、その料金月において、そのモバイルアクセス契約に係るデータ通信利用料を適用しません。
- 3 当社は、通則2の規定((4)の規定を除きます。)により料金を日割するときは、無料通信量を日割します。

4 2の適用にあたり、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号において、アクセス方式、区分及びコース区分が同一のモバイルアクセス契約ごとに通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超過部分についてデータ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。

(オ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更を請求することができます。

ただし、(ア) から (エ) までにおいて、コース区分等の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(カ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更があった場合の、変更後のコース区分等の提供開始日を含みます。）を含む料金月を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから (イ) から (エ) までのいずれかのコース区分等への変更の請求については、随時に行うことができます。

(キ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求があったときは、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから (イ) から (エ) までのいずれかのコース区分等への変更については、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日から適用します。

オ 削除

(3) モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るものに限ります。）に係る定額利用料の適用

当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る定額利用料の適用について、次のとおり定めます。

ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分等があります。

プラン区分	コース区分	
	ー	基本コース
スタンバイコース		
標準プラン	通信量コース	3MBコース

		10MB コース
		30MB コース
		50MB コース
		100MB コース
		500MB コース
		1 G B コース
		3 G B コース
		7 G B コース
		15G B コース
		30G B コース
		50G B コース
ナイトバリュー プラン	通信量コース	1 G B コース
		3 G B コース
		7 G B コース
		15G B コース
		30G B コース
		50G B コース
		100G B コース
		300G B コース
		500G B コース
テレワークプラン	通信量コース	1 G B コース
		3 G B コース
		7 G B コース
		15G B コース
		30G B コース
		50G B コース
備考		
<p>1 当社は、カテゴリーFについて、ノーマルグレードの契約者カード又はインダストリアルグレードの契約者カードを提供します。この場合、モバイルアクセス契約者は、あらかじめいずれか一方を選択するものとします。</p>		

- 2 当社は、モバイルアクセス契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属するモバイルアクセス契約であって、モバイルアクセス契約者の指定するモバイルアクセス契約（通信量コースに係るものに限ります。）から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。
- 3 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を最大5までとします。
- 4 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします。
- 5 ナイトバリュープランとナイトバリュープラン以外のプラン区分の混在する基本容量シェアグループを設定することはできません。
- 6 当社は、モバイルアクセス契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 7 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約において、その基本容量シェアグループに混在することができないプラン区分への変更の申出があったときは、その変更の適用と同時に、そのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外します。
- 8 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考11(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。
- 9 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約にサスペンド（ウで規定するものをいいます。以下同じとします。）があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考11(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

- 10 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドの解除がなされた月の備考11(2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとします。
- 11 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限り、）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。
- (1) (2)又は(3)以外のもの
- 1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合
- (2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの
- 基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合
- (3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの
- 基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合
- 12 当社は、備考11に規定するモバイルアクセスサービスの利用の制限のほか、午前7時正時から午後7時正時までの間、ナイトバリュープランに係るモバイルアクセスサービスの利用を制限します。
- ただし、備考11に規定する利用の制限が適用されるときは、この備考12に規定する利用の制限は適用しません。
- 13 当社は、テレワークプランに「オンライン会議系アプリケーション等優先機能」を提供します。
- 14 「オンライン会議系アプリケーション等優先機能」とは、当社が別に定めるアプリケーションに係る通信について、当該通信を優先して処理を行う等の制御をする機能をいいます。
- ただし、そのアプリケーションの円滑な利用を保證するものではありません。



15 モバイルアクセスサービスの申込みをする者及びモバイルアクセス契約者（いずれもカテゴリFのテレワークプランに係る者に限ります。）は、「オンライン会議系アプリケーション等優先機能」を提供する目的に限り、当社がモバイルアクセス契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を取得することによって備考14に定める当社が別に定めるアプリケーションに係る通信を検知し、当該通信を優先して処理を行う等の制御をすることについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

16 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリFに係るものに限ります。）の規定を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,048,576メガバイトを1テラバイトとします。

イ 当社は、モバイルアクセスサービスに係る定額利用料については、1のモバイルアクセス契約（カテゴリFに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）ごとに次の（ア）から（オ）までのとおり適用します。

（ア）基本コース

コース区分	内容
ゼロコース	契約者カードの貸与のみを行い、通信を行うことができないように設定するもの
スタンバイコース	接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるように設定するもの

備考

- 1 当社は、ゼロコースの提供を開始した日を含む料金を1料金月目として12料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。
- 2 当社は、1に規定するゼロコースの最長提供期間内に、モバイルアクセス契約者からモバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへの区分の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします。
- 3 ゼロコースに係るモバイルアクセス契約の申込みを行う者は、1及び2に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。
- 4 スタンバイコースに係るモバイルアクセス契約は、申込みを行うことができません。

5 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更について、次に掲げる変更を請求することはできません。

(1) スタンバイコース又は(イ)のいずれかのコース区分からゼロコースへの変更

(2) ゼロコース又は(イ)のいずれかのコース区分からスタンバイコースへの変更

6 モバイルアクセス契約者(ゼロコース又はスタンバイコースに係る者に限ります。)は、モバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめそのモバイルアクセス契約について(イ)のいずれかへのコース区分の変更を行い、変更後の区分において、モバイルアクセス契約の解除を通知していただきます。

(イ) 通信量コース

A 標準プランのもの

コース区分	内容
3MBコース	1の料金月における基本容量を3メガバイトに設定するもの
10MBコース	1の料金月における基本容量を10メガバイトに設定するもの
30MBコース	1の料金月における基本容量を30メガバイトに設定するもの
50MBコース	1の料金月における基本容量を50メガバイトに設定するもの
100MBコース	1の料金月における基本容量を100メガバイトに設定するもの
500MBコース	1の料金月における基本容量を512メガバイトに設定するもの
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの

B ナイトバリュープランのもの

コース区分	内容
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの
100GBコース	1の料金月における基本容量を102,400メガバイトに設定するもの
300GBコース	1の料金月における基本容量を307,200メガバイトに設定するもの
500GBコース	1の料金月における基本容量を512,000メガバイトに設定するもの

C テレワークプランのもの

コース区分	内容
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの

(ウ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更を請求することができます。

ただし、(ア) 及び (イ) において、コース区分等の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(エ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更があった場合の、変更後のコース区分等の提供開始日を含みます。）を含む料金を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから（イ）のいずれかのコース区分等への変更の請求については、随時に行うことができます。

(オ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求があったときは、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから（イ）のいずれかのコース区分等への変更については、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日から適用します。

ウ 当社は、カテゴリFの通信量コースについて、次に定めるところによりライフサイクル管理機能（モバイルアクセス契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。

(ア) 「サスペンド」とは、そのモバイルアクセス契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、そのモバイルアクセス契約の料金コースに対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。

(イ) 当社は、サスペンドを開始した日を含む料金を1料金月目として6料金月目の末日までをサスペンドの最長適用期間とします。

(ウ) 当社は、(イ)に規定するサスペンドの最長適用期間内に、モバイルアクセス契約者がサスペンドの適用を解除しなかったときは、サスペンドの最長適用期間が満了する料金月の最終日をもってそのサスペンドを解除します。

(エ) サスペンドに係るモバイルアクセス契約の申込みを行う者は、(イ)及び(ウ)に規定するサスペンドの最長適用期間及び最長適用期間満了時のサスペンドの自動適用解除について、あらかじめ同意していただきます。

(オ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。

A その開始日の翌日から、そのモバイルアクセス契約の通信量コースの基本容量を削除します。

B その開始日の翌日から、サスペンドに係る定額利用料を適用します。

(カ) サスペンドの解除に係る条件は、次のとおりとします。

A その解除日の当日から、そのモバイルアクセス契約にそのモバイルアクセス契約の通信量コースの基本容量を再適用します。

	<p>B その解除の当日から、そのモバイルアクセス契約にそのモバイルアクセス契約の通信量コースの定額利用料を再適用します。</p> <p>(キ) 当社は、モバイルアクセス契約者が1日にサスペンドの開始又は解除を複数回実施したときは、当該日の最後に実施したものをその日のサスペンドの状態として、その状態に応じて(オ)又は(カ)の規定を適用します。</p> <p>エ 当社は、カテゴリFについて、通信中断機能(そのモバイルアクセス契約の通信を一時的に利用不可とすることによって、その期間中、そのモバイルアクセス契約の料金コースに対応する定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。)を提供します。</p> <p>オ 当社は、第20条(通信利用の制限)に定める特定の機関に係る通信の優先的な取扱いは、カテゴリFには適用しません。</p>
(4) 削除	削除
(5) 削除	削除
(6) モバイルアクセスサービス(カテゴリGに係るものに限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリGに係るものに限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア モバイルアクセス契約者(カテゴリGに係るものに限ります。)は、料金表第1表(料金)に規定する付加機能(国際ローミング機能及び簡易メール(SMS)機能に限ります。)に相当する機能を基本機能として利用するものとします。</p> <p>イ カテゴリGには、当社が特約にて定めるコース区分があります。</p> <p>ウ 無料通信量は、当社が当社のホームページ(<a href="https://www.ntt.com/business/services/network/m2m-remote-access/gm2m.html">https://www.ntt.com/business/services/network/m2m-remote-access/gm2m.html</a>)にて閲覧に供する国又は地域における利用について適用されるものとします。</p> <p>エ データ通信利用料は、1024キロバイトを単位として、1の料金月における通信量の値の合計が無料通信量を超える場合に限り適用します。</p> <p>オ 当社は、この機能に係る料金の計算にあたって、中央ヨーロッパ時間を用いて計算します。</p>
(7) 削除	削除
(8) 削除	削除
(9) ユニバーサルサービス料の適用	<p>当社は、2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号(カテゴリG、カテゴリF及びカテゴリX(コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。)であるものに限ります。)に係るものを除きます。)1番号ごとに適用します。</p>

(10) 電話リレーサービス料の適用	当社は、2-7に規定する電話リレーサービス料は、モバイルアクセス回線番号（カテゴリーG、カテゴリーF及びカテゴリーX（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。）であるものに限ります。）に係るものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(11) 削除	削除
(12) 削除	削除
(13) 削除	削除
(14) 当社の機器の故障等によりデータ通信利用料等を正しく算定できなかった場合の取扱い	<p>当社（契約事業者を含みます。）の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のデータ通信利用料又は付加機能利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通信利用料若しくは付加機能利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデータ通信利用料若しくは付加機能利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(15) 削除	削除
(16) 削除	削除
(17) 削除	削除
(18) 削除	削除
(19) 削除	削除
(20) 削除	削除

(21) 削除	削除
(22) 削除	削除
(23) 削除	削除
(24) 削除	削除
(25) 削除	削除
(26) 削除	削除

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 カテゴリーXに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

ア 基本コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
ゼロコース	—
スタンバイコース	150円 (165円)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
ECOプラン	500MBコース	520円 (572円)
	1GBコース	800円 (880円)
	3GBコース	1,300円 (1,430円)
	7GBコース	2,000円 (2,200円)
	15GBコース	4,000円 (4,400円)
	30GBコース	7,500円 (8,250円)
	50GBコース	12,000円 (13,200円)
ナイトバリュープラン	1GBコース	320円 (352円)
	3GBコース	520円 (572円)
	7GBコース	800円 (880円)
	15GBコース	1,600円 (1,760円)
	30GBコース	3,000円 (3,300円)
	50GBコース	4,800円 (5,280円)
	100GBコース	8,500円 (9,350円)
	300GBコース	18,000円 (19,800円)
	500GBコース	27,000円 (29,700円)

ウ 削除

エ 従量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
-------	-------	-------



E C Oプラン	10MB プラスコース	280円 (308円)
	30MB プラスコース	500円 (550円)

(2) タイプ2に係るもの  
ア 基本コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
ゼロコース	—
スタンバイコース	250円 (275円)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	500MB コース	620円 (682円)
	1 G B コース	900円 (990円)
	3 G B コース	1,400円 (1,540円)
	7 G B コース	2,100円 (2,310円)
	15 G B コース	4,100円 (4,510円)
	30 G B コース	7,600円 (8,360円)
	50 G B コース	12,100円 (13,310円)
ナイトバリュー プラン	1 G B コース	420円 (462円)
	3 G B コース	620円 (682円)
	7 G B コース	900円 (990円)
	15 G B コース	1,700円 (1,870円)
	30 G B コース	3,100円 (3,410円)
	50 G B コース	4,900円 (5,390円)
	100 G B コース	8,600円 (9,460円)
	300 G B コース	18,100円 (19,910円)
500 G B コース	27,100円 (29,810円)	

ウ 削除

エ 従量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	10MB プラスコース	380円 (418円)
	30MB プラスコース	600円 (660円)

2-1-5 カテゴリーGに係るもの

当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額とします。

2-1-6 削除

2-1-7 カテゴリーFに係るもの

(1) 基本コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
ゼロコース	—
スタンバイコース	150円 (165円)

(2) 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	3MBコース	190円 (209円)
	10MBコース	210円 (231円)
	30MBコース	230円 (253円)
	50MBコース	250円 (275円)
	100MBコース	300円 (330円)
	500MBコース	520円 (572円)
	1GBコース	800円 (880円)
	3GBコース	1,100円 (1,210円)
	7GBコース	1,800円 (1,980円)
	15GBコース	3,500円 (3,850円)
	30GBコース	6,300円 (6,930円)
	50GBコース	10,000円 (11,000円)
ナイトバリュープラン	1GBコース	320円 (352円)
	3GBコース	440円 (484円)
	7GBコース	720円 (792円)
	15GBコース	1,400円 (1,540円)
	30GBコース	2,520円 (2,772円)
	50GBコース	4,000円 (4,400円)
	100GBコース	7,000円 (7,700円)
	300GBコース	15,000円 (16,500円)
500GBコース	21,000円 (23,100円)	

テレワークプラン	1GBコース	1,000円 (1,100円)
	3GBコース	1,300円 (1,430円)
	7GBコース	2,000円 (2,200円)
	15GBコース	4,000円 (4,400円)
	30GBコース	7,000円 (7,700円)
	50GBコース	11,000円 (12,100円)

(3) サスペンドに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
サスペンド	30円 (33円)

2-2 データ通信利用料

2-2-1 削除

2-2-2 削除

2-2-2-1 削除

2-2-2-1-1 削除

2-2-2-1-2 削除

2-2-2-1-3 削除

2-2-2-2 削除

2-2-2-2-1 削除

2-2-2-2-2 削除

2-2-2-2-3 削除

2-2-3 削除

2-2-4 カテゴリーXに係るもの

1のモバイルアクセス契約群識別番号につき128バイトごとに

プラン区分	コース区分	料 金 額
ECOプラン	10MBプラスコース	0.0005円 (0.00055円)
	30MBプラスコース	0.0005円 (0.00055円)

2-2-5 カテゴリーGに係るもの

当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額とします。

2-3 削除

2-4 削除

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

2-5-1-1-1 国際ローミング機能

区 分		単 位		料金額		
契約者カードを装着した移動無線装置が、当社が別に定める国際ローミング事業者に係る電気通信サービスの提供区域に在圏している場合に、その国際ローミング事業者に係る電気通信サービスを経由してモバイルアクセスサービスを利用することができる機能	A B及びC以外の場合		1セッションにおける1の課金単位 128バイトの情報量をい ます。以下同じとし ます。) ごとに	0.2円		
	B 当社が別に定める特定事業者の電気通信サービスを経由する場合	1日における課金単位パケットの数の合計	10,000以下のとき	1の課金単位パケットごとに	0.2円	
			10,000を超えるとき	120,000までの部分	1のモバイルアクセス契約ごとに (日額)	2,000円
			120,000を超える部分	1の課金単位パケットごとに	0.2円	
	C 当社が別に定める対象事業者の電気通信サービスを経由して	1日における課金単位パケットの数の合計	9,900以下のとき	1の課金単位パケットごとに	0.2円	
9,900を超え205,000以下のとき			200,000までの部分	1のモバイルアクセス契約ごとに (日額)	1,980円	

	モバイル アクセス サービス を利用す る場合	200, 000 を 超 える 部分	1 の課金単位パケ ットごとに	0.2円
		205,000 を 超えるとき	1 のモバイルアク セス契約ごとに (日額)	2,980円

備考

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーXに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限りこの機能を提供します。
- 2 当社は、当社が指定する移動無線装置に限り、この機能を提供するものとします。
- 3 モバイルアクセス契約者は、そのモバイルアクセス契約群識別番号においてこの機能を利用可能な契約者回線が存在しないときは、この機能の利用開始の請求について、契約者回線ごとの利用開始の請求に先立って、そのモバイルアクセス契約群識別番号における利用開始の請求を行っていただきます。
- 4 特定事業者又は定額対象事業者を経由してモバイルアクセスサービスを利用したときは、1のセッションにおける課金単位パケットの数をそのセッションの切断があった日における課金単位パケットの数として、1日における累計の課金単位パケットの数を計算して付加機能利用料を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続されたときは、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間ごとにセッションの切断があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、モバイルアクセス契約者の請求に基づき、モバイルアクセス契約者が当社に支払うべきこの機能に係る付加機能利用料の1の料金月における累計額（モバイルアクセス契約者がその料金月において確認できた付加機能利用料の額とします。以下この欄において「月間利用額」といいます。）について利用限度額（以下この欄において「利用限度額」といいます。）を設定します。
- 6 当社は、月間利用額が利用限度額を超えたことを確認したときから、その料金月の末日までの間、この機能の提供を停止します。  
ただし、モバイルアクセス契約者の請求に基づく利用限度額の増加により月間利用額が利用限度額を下回ることとなったときは、この限りではありません。
- 7 前2項の規定によるほか、月間利用額が利用限度額を超過している可能性がある当社が判断したときは、モバイルアクセス契約者から再利用の請求があるまでの間、この機能の利用を停止する場合があります。
- 8 モバイルアクセス契約者は利用限度額を超えた部分の付加機能利用料について支払いを要します。
- 9 当社は、この機能を利用している場合のモバイルアクセスサービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。  
ア 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信を切断する措置

イ セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信を切断する措置

- 10 当社は、この機能を利用できなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 11 この機能に係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- (注) この欄に規定する当社が別に定める国際ローミング事業者、特定事業者及び定額対象事業者は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/business/services/network/m2m-remote-access/vpnmobile.html>) にて閲覧に供します。

#### 2-5-1-1-2 基本容量追加機能

区 分	単 位	料金額
1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加する基本容量 512メガバイトごと に	500円 (550円)
<p>備考</p> <p>1 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。</p> <p>2 基本容量の追加は、512メガバイトを単位とし、1の料金月において10,240メガバイトまで行うことができます。</p> <p>3 1のモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、そのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、利用制限を解除します。</p> <p>4 1の基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、その基本容量シェアグループに係るいずれかのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約の利用制限を解除します。この場合、基本容量シェアグループに係るモバイルアクセス契約への基本容量の追加による利用制限解除の効果は、100テラバイトを上限とします。</p> <p>5 備考3又は4の規定にかかわらず、ナイトバリュープランにおける午前7時正時から午後7時正時までの間の利用制限については、この機能を用いて解除することはできません。</p> <p>6 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。</p> <p>7 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。</p>		

#### 2-5-1-1-3 通信制御機能

区 分	単 位	料金額
同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能	1のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに (月額)	—

モバイルアクセスサービスから当社の Universal One サービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal One サービスへの通信先を制御する機能	1 のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに（月額）	3,000円 (3,300円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供します。ただし、アクセス方式混在機能又は国際ローミング機能を利用する場合は、それぞれの通信方式ごとにこの機能を提供します。</p> <p>2 同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能の利用にあたっては、次の例外があります。</p> <p>(1) アクセス方式混在機能を利用する場合、卸 FOMA サービスに係る契約者回線と卸 X i サービス及び卸 5 G サービスに係る契約者回線との間の通信を不可能とすることはできません。</p> <p>ただし、国際ローミング機能を利用した通信については、卸 FOMA サービスに係る契約者回線と卸 X i サービスに係る契約者回線との間の通信を不可能とします。</p> <p>(2) 通常回線（スタンバイ回線以外の契約者回線をいいます。）とスタンバイ回線（モバイルアクセス網に障害が発生する等の理由により、通信経路が通常と異なる経路に切り替わった契約者回線をいいます。）との間の通信を不可能とすることはできません。</p> <p>3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。</p>		

2-5-1-1-4 アクセス方式混在機能

区 分	単 位	料金額
1 のモバイルアクセス契約群識別番号において、3 G（卸 FOMA サービスを利用するものをいいます。）と LTE 及び 5 G を混在可能とする機能	1 のモバイルアクセス契約群識別番号ごとに（月額）	—
備考 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリー X に係る者に限ります。）に限り、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供します。		

2-5-1-2 2-5-1-1 以外のもの  
簡易メール（SMS）機能

区 分	単 位	料金額
制御信号を利用して、文字、数字又は記号等（以下この欄において「メッセージ」といいます。）の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うもの	下記以外のもの	1 の送信ごとに 3円 (3.3円)
	モバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの	1 の送信ごとに 50円



	国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1の送信ごとに	100円
--	--------------------------------------	---------	------

備考

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーXタイプ2に係る者に限りません。以下この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能により行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社は、当社の電気通信設備に蓄積したメッセージを当社が別に定める時間が経過した後に削除します。
- 3 この機能において送信できるメッセージの文字数は、当社が別に定める数以内とします。
- 4 当社は、70文字（半角英数字のみの場合は160文字とします。）を超えたメッセージの送信が行われた場合は、文字数に応じてメッセージを分割して伝送するものとし、その分割されたメッセージごとにこの機能に係る付加機能利用料を適用します。
- 5 モバイルアクセス契約者は、国際ローミング機能を利用している場合に限り、国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域からこの機能に係る通信を行うことができます。
- 6 この機能に係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。
- 7 当社は、この機能に「危険SMS拒否設定」を提供します。
- 8 「危険SMS拒否設定」とは、「危険SMS」と判定されたメッセージの受信を自動的に拒否することをいいます。
- 9 「危険SMS」とは、実在する宅配便事業者、金融機関又はインターネット通販事業者等を装い、口座情報やアカウント情報等の個人情報の窃取又は金銭の詐取等の不正行為の実施を目的として、不正なアプリのインストール、Webサイトへのアクセス又は電話を行うように誘導するURL又は電話番号等が含まれるメッセージをいいます。
- 10 当社は、危険SMS拒否設定が有効な状態を標準として提供します。  
ただし、「SMS一括拒否」を有効にしている等、危険SMS拒否設定と併用できない設定を有効にしている場合は、この限りではありません。
- 11 モバイルアクセス契約者は、危険SMS拒否設定について、随時、無効又は有効に変更することができます。この場合、その変更は、モバイルアクセス契約者が所定のWebサイトから行うものとします。
- 12 危険SMS拒否設定により受信が拒否されたメッセージを復元することはできません。
- 13 当社は、危険SMS拒否設定を提供する目的に限り、モバイルアクセス契約者が受信する前にすべてのメッセージの情報（送信元情報及び本文内容を含みます。）を機械的及び自動的に取得することにより、危険SMSを検知します。
- 14 当社は、危険SMS拒否設定の提供において検知した危険SMSに関する情報を蓄積し、匿名化及び統計的なデータに加工した上で、次に定める目的で利用することがあります。
  - (1) 危険SMSの判定精度向上
  - (2) 危険SMS送信者及びメッセージの中継事業者への是正要求
  - (3) 利用者の危険SMSに係る不正サイトへのアクセス防止
  - (4) 携帯電話事業者間での危険SMSに関する対策の実施

- 15 当社は、備考14の目的達成のため、匿名化及び統計的なデータに加工した危険SMSに関する情報を第三者に開示することがあります。
- 16 モバイルアクセス契約者は、備考13から15までに定める事項について、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 17 当社は、危険SMS拒否設定における危険SMSの検知及び受信拒否の完全性（危険SMSに該当しないメッセージを受信拒否しないことを含みます。）を保証するものではなく、危険SMS拒否設定の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- (注) 本欄2の当社が別に定める時間及び本欄3の当社が別に定める数については、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がXiサービス契約約款に規定するショートメッセージ通信モードを提供する条件と同じとします。

2-5-2 削除

2-5-3 削除

2-6 ユニバーサルサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（ <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ）で公表します。	

2-7 電話リレーサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額
備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト（ <a href="https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html">https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html</a> ）に掲載するものとします。	

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容														
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 開通手数料</td> <td> <p>モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルグレードのもの</p> </td> </tr> <tr> <td>イ 機種変更等手数料</td> <td> <p>次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) コース区分の変更（(オ)に係るものを除きます。）</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 契約者カードの再発行等 ただし、カテゴリーFに係る契約者カードについては再発行できません。</p> <p>(オ) 契約内容の変更であって、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の卸携帯電話サービス契約約款及び料金表に規定する卸携帯電話サービスの種類の変更を伴うもの</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ 認証機能変更手数料</td> <td> <p>モバイルアクセスサービス（カテゴリーF又はカテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p> </td> </tr> <tr> <td>エ 譲渡承認手数料</td> <td> <p>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p> </td> </tr> <tr> <td>オ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>備考 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	ア 開通手数料	<p>モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルグレードのもの</p>	イ 機種変更等手数料	<p>次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) コース区分の変更（(オ)に係るものを除きます。）</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 契約者カードの再発行等 ただし、カテゴリーFに係る契約者カードについては再発行できません。</p> <p>(オ) 契約内容の変更であって、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の卸携帯電話サービス契約約款及び料金表に規定する卸携帯電話サービスの種類の変更を伴うもの</p>	ウ 認証機能変更手数料	<p>モバイルアクセスサービス（カテゴリーF又はカテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p>	エ 譲渡承認手数料	<p>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p>	オ 削除	削除	備考 削除	
	種 別	内 容													
	ア 開通手数料	<p>モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルグレードのもの</p>													
	イ 機種変更等手数料	<p>次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) コース区分の変更（(オ)に係るものを除きます。）</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 契約者カードの再発行等 ただし、カテゴリーFに係る契約者カードについては再発行できません。</p> <p>(オ) 契約内容の変更であって、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の卸携帯電話サービス契約約款及び料金表に規定する卸携帯電話サービスの種類の変更を伴うもの</p>													
	ウ 認証機能変更手数料	<p>モバイルアクセスサービス（カテゴリーF又はカテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p>													
	エ 譲渡承認手数料	<p>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</p>													
	オ 削除	削除													
備考 削除															
(2) 手続きに関する料金の減額適用	<p>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。</p>														

## 2 料金額

料金種別		単 位	料 金 額
開通手数料	カテゴリーXに係るもの（1（適用）の（1）欄の（ア）に限ります。）	1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円（3,300円）
	カテゴリーFに係るものであって1（適用）の（1）欄の（ア）のもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	2,800円（3,080円）
	カテゴリーFに係るものであって1（適用）の（1）欄の（イ）のもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	2,950円（3,245円）
	カテゴリーGに係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額
		1の申込ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額
機種変更等手数料	1（適用）の（1）欄のイの（イ）又は（エ）に係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	2,000円（2,200円）
	1（適用）の（1）欄のイの（オ）に係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円（3,300円）
認証機能変更手数料		10までのモバイルアクセス回線番号ごとに	2,000円（2,200円）
譲渡承認手数料		1のモバイルアクセス契約ごとに	800円（880円）

### 第3 削除

## 第2表 工事に関する費用

### 1 適用

区 分	内 容
(1) 削除	削除
(2) 削除	削除
(3) 通信制御機能に関する工事費の適用	当社は、通信制御機能に関する工事を要する場合に、通信制御機能に関する工事費を適用します。
(4) 開通サポート工事費の適用	当社は、当社とモバイルアクセス契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。

### 2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
通信制御機能（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能に係るものに限り）に関する工事費	1のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに	10,000円 (11,000円)
通信制御機能（モバイルアクセスサービスから当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスへの通信先を制御する機能に係るものに限り）に関する工事費	1のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに	10,000円 (11,000円)
開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

**第3表 附帯サービスに関する料金**

第1 削除

第2 削除

**第3 利用権に関する事項の証明手数料**

区 分	単 位	料金額
証明手数料	1のモバイルアクセス契約ごとに	300円(330円)

**第4 支払証明書等の発行手数料**

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円(440円)
	預託金預り証明書1枚ごとに	400円(440円)
備考 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。		

第5 削除

第6 削除

第7 削除

第8 削除

別表 1 削除



別表 2 削除

別表 3 削除

別表 4 削除

**附 則**

この約款は、平成14年10月18日から実施します。

**附 則**（平成15年1月30日経企第1246号）

この改正規定は、平成15年2月6日から実施します。

**附 則**（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

**附 則**（平成17年3月29日BBサ第473号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

**附 則**（平成17年5月23日BBマ第48号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。  
（料金の適用）
- 2 この附則の第3項及び第4項に規定する料金の適用については、当社が別に定める申込書により当社に請求があった場合に適用します。
- 3 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に、モバイルアクセスサービス（1型に限ります。以下同じとします。）に係るモバイルアクセス契約の申込（99を超える1の申込であって、かつ当社が別に定める通信の相手先に係る番号が同一である場合に限り、）を当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成17年11月30日までに行われた場合には、料金表第1表（料金）第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、下記の料金額を適用します。  
（注）当社が別に定める通信の相手先に係る番号は、Universal Oneサービス契約約款（第2編）に規定するモバイルアクセス着信番号とします。

区 分	料 金 額
99を超え299までのモバイルアクセス契約の申込について、1のモバイルアクセス契約ごとに月額	6,000円（6,600円）
299を超えるモバイルアクセス契約の申込について、1のモバイルアクセス契約ごとに月額	5,500円（6,050円）

- 4 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に、モバイルアクセスサービスに係るモバイルアクセス契約の申込を当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成17年11月30日までに行われた場合には、料金表第1表第2（手続きに関する料金）の表に規定する開通手数料の額にかかわらず、その開通手数料について適用しません。

**附 則**（平成17年7月27日BBサ第106号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。
- 2 BBマ第48号（平成17年5月23日）の附則3中、「1型に限ります。」を「1型（128kbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）に限ります。」に改めます。

**附 則**（平成19年1月26日BBサ第289号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成19年9月4日BBサ第700310号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年9月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のモバイルアクセスサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のモバイルアクセスサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス	モバイルアクセスサービス 区別がタイプ1のもの
--------------	----------------------------

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

**附 則** (平成19年10月25日 B B プ第700333号)

この改正規定は、平成19年10月25日から実施します。

**附 則** (平成19年12月21日 B B 企第700223号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成19年12月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則** (平成19年12月26日 B B サ第700442号)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

**附 則** (平成19年12月28日 B B サ第700445号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則** (平成20年3月28日 B B サ第700613号)

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

**附 則** (平成20年7月24日 B B サ第800148号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月29日から実施します。

(モバイルアクセスサービスの種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリPに係るもの タイプ1に係るもの
モバイルアクセスサービス タイプ2に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリPに係るもの タイプ2に係るもの

**附 則**（平成20年8月28日BB第800186号）

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

**附 則**（平成20年9月30日BBサ第800263号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則**（平成21年1月27日BBサ第800410号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。  
（ユニバーサルサービス料に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成21年1月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則**（平成21年2月18日BBサ第800449号）

この改正規定は、平成21年2月18日から実施します。

**附 則**（平成21年2月24日BBサ第800456号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリP タイプ2 料金表第1表(料金)に規定する .Phoneユビキタスコース	モバイルアクセスサービス カテゴリP タイプ2 料金表第1表(料金)に規定する .Phoneユビキタスコース プラン1のもの
--	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則**（平成21年3月27日BBサ第800518号）

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

**附 則**（平成21年4月10日BBサ第800538号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年4月14日から実施します。  
（料金の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の料金適用をうけているモバイルアクセス契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の料金適用をうけているVPN契約者とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの 料金表第1表（料金）に規定する タイプ2に係るもの
-----------------------------	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかったモバイルアクセスサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。  
（料金の適用）

- 5 平成21年4月14日から平成21年9月30日まで（同一の者に係る1又は複数のモバイルアクセス契約の申込み（同一の日に係るものに限ります。）を1とした場合に、当社が承諾した申込みの数が100となった日を含む暦月の末日が平成21年7月31日以前の場合は、その翌月末日まで。）の間に、モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るモバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、その利用の開始が平成21年10月31日までに行われたときには、料金表第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表の料金額を適用します。

ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、この附則の5に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

区分	料金額
タイプ1に係るもの	2,980円（3,278円）

- 6 5の場合において、第9条の2（定期利用期間）第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとします。

**附 則**（平成21年6月17日BBサ第900057号）

この改正規定は、平成21年6月18日から実施します。

**附 則**（平成21年7月22日BNSサ第900047号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年7月23日から実施します。  
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーP タイプ2 .Phoneユビキタスコース プラン2のもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーP タイプ2 .Phoneユビキタスコース プラン2のもの タイプ1のもの
---	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成21年9月30日BNSサ第900264号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 当社は、平成21年10月1日から平成21年10月31日までにおいて、別記10の6の(1)は次のとおり読み替えるものとします。  
(1) 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーP（タイプ2に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときには、その移動無線装置（当社が別に定める機種に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）について端末サポートサービスを提供します。この場合において、モバイルアクセス契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

**附 則**（平成21年10月21日BNSサ第900321号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成21年10月23日から実施します。  
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの 定額プランに係るもの
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成22年3月26日BNSネサ第900066号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。



**附 則**（平成22年3月18日BNSネサ第900065号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成22年4月2日から実施します。  
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱いします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの 定額プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの 定額プランに係るもの
モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの W定額プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの W定額プランに係るもの

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成22年5月20日BNSユ第000117号）

この改正規定は、平成21年5月24日から実施します。

**附 則**（平成22年5月31日BNSユ第000156号）

この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

**附 則**（平成22年6月30日BNSネサ第000059号）

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

**附 則**（平成22年6月30日BNSユ第000231号）

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

**附 則**（平成22年6月30日BNS販第000232号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成22年7月6日から実施します。  
（料金の適用）
- 平成22年7月6日から平成22年9月30日までの間に、モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るモバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、その利用の開始が平成22年10月31日までに行われたときには、料金表第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表の料金額を適用します。  
ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、この附則の2に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

区 分	コース区分	料 金 額
コース1に係るもの	定額プランに係るもの	2,980円（3,278円）

3 2の場合において、第9条の2（定期利用期間）第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとします。

**附 則**（平成22年6月28日BNSネサ第000053号）

この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

**附 則**（平成22年7月30日BNSユ第000283号）

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

**附 則**（平成22年8月26日BNSユ第000328号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年9月1日から平成23年3月31日までの間に、付加機能（国際ローミング機能（定額対象事業者の電気通信サービスを経由してモバイルアクセスサービスを利用する場合に限ります。）に限ります。）を利用する場合において、1日における課金単位パケット数の合計が7,400を超えるときの付加機能利用料は、料金表第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する付加機能利用料の額にかかわらず、次のとおりとします。

単 位	料 金 額
1 モバイルアクセス回線ごとに	1,480円

**附 則**（平成22年9月30日BNSユ第000401号）

この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

**附 則**（平成22年10月29日BNSユ第000449号）

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

**附 則**（平成22年11月29日BNSユ第000499号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

（その他）

2 BNSユ第000328号（平成22年8月26日）の附則2（経過措置）中「国際ローミング定額事業者」を「定額対象事業者」に改めます。

**附 則**（平成22年11月18日BNSユ第000477号）

この改正規定は、平成22年12月31日から実施します。

**附 則**（平成23年1月7日BNS販第000575号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年1月11日から実施します。

（料金の適用）

2 平成23年1月11日から平成23年4月30日までの間に、モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るモバイルアクセス契約の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、平成23年5月31日までにその申込みに係るモバイルアクセスサービスの利用を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により利用を開始できなかった場合を除きます。）、料金表

第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、次表に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

区 分	コース区分	料 金 額
コース1に係るもの	定額プランに係るもの	2,980円(3,278円)

3 2の場合において、第9条の2（定期利用期間）第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）と読み替えるものとします。

附 則（平成23年6月6日BNSユ第100111号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月15日から実施します。  
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの タイプ2に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの
モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの タイプ2に係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの パターン1に係るもの
モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの タイプ2に係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの タイプ2に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの パターン2に係るもの

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年6月22日BNSユ第100136号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。  
（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成23年6月22日BNSニ第100136号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成23年9月29日VVサ第100178号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月4日から実施します。  
（料金の適用）
- 2 平成23年10月4日から平成24年1月31日までの間にモバイルアクセス契約者（カテゴリーSに係る者に限ります。）が簡易メール（SMS）通信を利用したときは、料金表第1表（料金）に規定する簡易メール（SMS）通信利用料を適用しません。

**附 則**（平成23年12月22日VVサ第100463号）

この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。

**附 則**（平成23年12月22日NSク第100090号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの 定額プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの 定額プランに係るもの 通信の相手先がIP通信網サービス契約約款に規定するデータ着信サービスとなるもの
---	--

**附 則**（平成24年1月24日NSオ第100257号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。  
（料金の適用）
- 2 VVサ第100178号（平成23年9月29日）の附則2中「平成24年1月31日」を「平成24年3月31日」に改めます。

**附 則**（平成24年3月21日NSオ第100385号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

(その他)

4 B N S コ 第100111号 (平成23年6月6日) の附則の2を平成24年4月1日をもって削除します。

附 則 (平成24年3月28日 N S オ 第100415号/平成24年3月28日 N S 販 第100772号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

(料金の適用)

2 当社は、平成24年4月2日から平成24年8月31日までの間にモバイルアクセス契約 (カテゴリーLに係るものに限ります。) の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、平成24年10月5日までにその申込みに係るモバイルアクセスサービスの利用を開始した場合 (当社の責めに帰すべき理由により利用を開始できなかった場合を除きます。)、料金表第1表第1 (利用料) の2 (料金額) の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、次表に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

区分	内容
定額プランに係るもの	3,800円 (4,180円)

3 2の適用を受けるモバイルアクセス契約には、モバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して2年間の最低利用期間があります。最低利用期間内にモバイルアクセス契約の解除又はモバイルアクセスサービスのコース区分の変更があったときは、モバイルアクセス契約者は、10,000円を一括して支払っていただきます。この場合において、当社はその支払いを要する額に消費税相当額を加算しません。

附 則 (平成24年5月16日 N S オ 第200044号)

この改正規定は、平成24年5月18日から実施します。

附 則 (平成24年5月23日 N S オ 第200056号)

この改正規定は、平成24年5月31日から実施します。

附 則 (平成24年5月30日 N S オ 第200073号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(料金の適用)

2 当社は、附則 (平成21年4月10日 B B サ 第800538号) の5、附則 (平成22年6月30日 B N S 販 第000232号) の2又は附則 (平成23年1月7日 B N S 販 第000575号) の2の適用を受けているモバイルアクセス契約について、そのモバイルアクセスサービスの通信の相手先の変更があったときは、料金表第1表 (料金) の規定にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

区分	内容
定額プランに係るもの	2,980円 (3,278円)

3 2の場合において、第9条の2 (定期利用期間) 第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス (カテゴリーC (タイプ1 (コース1 (定額プランに係るも

の)に限ります。)に限ります。)に限ります。)に限ります。)に限ります。)と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約(カテゴリーC(タイプ1(コース1(定額プランに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るものに限ります。))と読み替えるものとします。

**附 則**(平成24年6月27日NSオ第200107号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係るモバイルアクセス契約の区分及びコース区分については、左欄の契約に係るモバイルアクセス契約の区分及びコース区分に相当するものとします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの
--	-----------------------------

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**(平成24年6月28日NSオ第200111号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成24年7月1日から平成24年8月31日までの間に、国際ローミング機能を利用した場合(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国において、定額事業者の電気通信サービスを利用した場合に限ります。)は、料金表第1表(料金)第1(利用料)2(料金額)2-4(付加機能利用料)の表の規定にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

区分		単位	料金額
1日における課金単位 パケット数の合計	4,900以下のとき	1の課金単位パケット ごとに	0.2円
	4,900を超える とき	1のモバイルアクセス 契約ごとに(日額)	980円

**附 則**(平成24年8月7日NSオ第200147号)

この改正規定は、平成24年8月13日から実施します。

**附 則**(平成24年9月25日NSオ第200205号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 従量プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 従量プラン10に係るもの
--	--

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成24年10月30日NSオ第200250号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成24年12月19日NSオ第200340号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの
--	-----------------------------

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成24年12月26日NSオ第200349号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年1月4日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの タイプ1に係るもの
--	---

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成25年2月18日NSオ第200412号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーLに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーLに係るもの タイプ1に係るもの
-----------------------------	--

**附 則**（平成25年3月22日VVサ第201053号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成25年5月20日VVサ第300107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成25年7月24日NSオ第300125号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成25年9月13日NSク第300146号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

**附 則**（平成25年11月22日NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

**附 則**（平成25年12月19日NSオ第300332号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月24日から実施します。  
ただし、この改正規定中、契約者カードの再発行等に係る手続きに関する料金に関する部分については、平成26年1月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際又は平成26年1月1日において現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱うものとしします。



モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 100K定額プラン 従量プラン10 カテゴリーLに係るもの 定額プラン 従量プラン10	モバイルアクセスサービス カテゴリーXに係るもの  200K定額コース 30MBコース  7GBコース 30MBコース
---	--

3 2にかかわらず、当社は、附則（平成24年3月28日NSオ第100415号/平成24年3月28日NS販第100772号）の2及び3の適用を受けているモバイルアクセス契約の取り扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 定額利用料の料金額については、なお従前のおとりとします。
- (2) 最低利用期間に係る起算日については、なお従前のおとりとします。

**附 則**（平成26年1月29日NSク第300269号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱うものとします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 100K定額プラン 従量プラン10 カテゴリーLに係るもの 定額プラン 従量プラン10	モバイルアクセスサービス カテゴリーXに係るもの  200K定額コース 30MBコース  7GBコース 30MBコース
---	--

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則**（平成26年3月25日NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

**附 則**（平成26年3月28日NSク第300490号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

**附 則**（平成26年5月27日VVサ第400081号）

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

**附 則**（平成26年6月25日VVサ第400162号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

**附 則**（平成26年6月26日NSク第400087号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

**附 則**（平成26年9月26日VVサ第400372号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成26年9月30日NSオ第400193号）

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

**附 則**（平成26年10月3日VVサ第400384号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月6日より実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

**附 則**（平成26年11月28日NSオ第400258号）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

**附 則**（平成26年11月28日VVサ第400521号）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

**附 則**（平成27年1月30日VVサ第400653号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。  
この場合において、VVサ第400384号（平成26年10月3日）の附則の1の規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成27年1月30日VVサ第400655号）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

**附 則**（平成27年3月31日VVサ第400869号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定のうち次表左欄の事業者に係るものは、それぞれ同表右欄の事業者に係る規定とみなして取り扱います。この場合において、同表に定める事業者の契約約款の名称（この約款に規定するものに限ります。）において変更（その事業者がこの改正規定実施の日において提供しているサービスに相当するサービスを提供することを目的として新たに契約約款を定める場合を含みます。）があったことを当社が知ったときは、当社は、それに応じたこの約款の変更を行うものとしします。

ワイモバイル株式会社	ソフトバンクモバイル株式会社
------------	----------------

**附 則**（平成27年4月3日NSオ第400449号）

この改正規定は、平成27年4月7日から実施します。

**附 則**（平成27年5月27日VVサ第500094号）

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

**附 則**（平成27年6月18日VVサ第500171号）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

**附 則**（平成27年7月8日VVサ第500232号）

この改正規定は、平成27年7月8日から実施します。

**附 則**（平成27年8月27日VVサ第00003085号）

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

**附 則**（平成27年12月24日NSク第500320号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

**附 則**（平成27年12月24日NSク第500320号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

**附 則**（平成28年2月1日VVサ第00013739号）

この改正規定は、平成28年2月4日から実施します。

**附 則**（平成28年1月28日NSオ第500290号）

この改正規定は、平成28年2月8日から実施します。

**附 則**（平成28年2月24日NSオ第500326号）

この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。

**附 則**（平成28年3月16日VVサ第00019821号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成28年2月1日NSオ第500352号）

この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。

**附 則**（平成28年3月25日VVサ第00022206号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成28年4月26日NSオ第00033146号）

この改正規定は、平成28年4月28日から実施します。

**附 則**（平成28年6月27日NSオ第00054952号）

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

**附 則**（平成28年10月3日VVサ第00093193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月3日より実施します。  
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、当社の契約約款に基づき締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとします。

モバイルアクセスサービス契約約款  
モバイルアクセス契約  
カテゴリーWに係るもの

モバイルアクセスサービス契約約款  
モバイルアクセス契約  
カテゴリーWに係るもの

電話等サービス契約約款  
契約者指定番号発信サービス利用契約  
単独発信サービスに係るもの

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成28年10月27日NSオ第00103881号）

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

ただし、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）

1（適用）(2)ウ（ア）の備考4に係る部分については、平成29年2月1日より実施します。

**附 則**（平成28年12月14日VVサ第00122734号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月16日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成28年12月22日VVサ第00127035号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月31日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成29年1月30日VVサ第00139961号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年2月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成29年2月10日NSオ第00144954号）

この改正規定は、平成29年2月21日から実施します。

**附 則**（平成29年2月21日VVサ第00149553号）

この改正規定は、平成29年2月22日から実施します。

**附 則**（平成29年3月30日VVサ第00174065号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年4月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成29年4月7日VVサ第00179071号）

この改正規定は、平成29年4月7日から実施します。

**附 則**（平成29年4月26日NSク第00186269号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

**附 則**（平成29年5月26日VVサ第00196368号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年6月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成29年6月6日VVサ第00200570号）

この改正規定は、平成29年6月6日から実施します。

**附 則**（平成29年6月29日NSオ第00210363号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年6月30日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスであって、種別がカテゴリーC若しくはカテゴリーLに係るもの又は附帯サービス（移動無線装置の提供に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、次に掲げる契約内容の変更の請求等に限り行うことができます。

(1) モバイルアクセス契約者の氏名等の変更

(2) モバイルアクセス契約者の地位の承継又は利用権の譲渡

(3) モバイルアクセスサービスの種別の変更（カテゴリーC又はカテゴリーLからカテゴリーXへの変更に限り。この場合において、当社は変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。）

(4) 付加機能（通信制御機能又はアクセス方式混在機能に係るものに限り。）に係る利用の開始、変更又は廃止

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成29年8月28日VVサ第00230865号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、主務官庁からのガイドライン等に基づき、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限り。）からの申出により、当社が国際通信（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの（契約者指定番号発信機能を利用して行った通信（ボイスモードに係るものに限り。）に係るものに限り。）とします。）を規制しているモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限り。）については、この改正規定実施の日において、付加機能（国際電

話利用休止機能に限ります。)の利用に係るものとみなして取り扱います。

3 削除

**附 則** (平成29年9月7日NSオ第00235600号)

この改正規定は、平成29年9月11日から実施します。

**附 則** (平成29年10月24日VVサ第00255297号)

この改正規定は、平成29年10月27日から実施します。

**附 則** (平成29年10月26日NSオ第00256872号)

この改正規定は、平成29年10月30日から実施します。

**附 則** (平成29年12月22日NS販第00280264号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年12月27日から実施し、平成29年11月17日に遡って適用します。

(経過措置)

- 2 平成29年11月17日から平成30年1月9日までの間に、株式会社オープン、株式会社ゲオ、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ビックカメラ又は株式会社ヨドバシカメラから当社にモバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るものに限ります。)の申込みの取次ぎがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年1月9日までに当社がその提供を開始したとき(モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。)は、そのモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から6料金月について料金表第1表(料金)第1(利用料)2(料金額)2-1(定額利用料)2-1-6(カテゴリーWに係るもの)に規定する基本額(消費税相当額を加算する前の額とします。)から1のモバイルアクセス契約ごとに600円を減額して適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

**附 則** (平成30年2月2日VVサ第00295309号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年2月5日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーW	モバイルアクセスサービス カテゴリーW(料金表第1表(料金)に規定する付加機能(国際アウトローミング機能に限ります。)の利用に係るものに限ります。)
------------------------	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

**附 則** (平成30年2月15日VV販第00299657号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年2月16日から実施します。
- (経過措置)

2 平成30年2月16日から平成30年4月9日までの間に、株式会社オープン、株式会社ゲオ、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ビックカメラ又は株式会社ヨドバシカメラから当社にモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）の申込み取次ぎがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年4月9日までに当社がその提供を開始したとき（モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から5料金月について料金表第1表（料金）第1（利用料）2（料金額）2-1（定額利用料）2-1-6（カテゴリーWに係るもの）に規定する基本額（消費税相当額を加算する前の額とします。）から1のモバイルアクセス契約ごとに600円を減額して適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成30年3月28日VVサ第00325427号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

**附 則**（平成30年3月22日VVサ第00319949号）

この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

**附 則**（平成30年6月1日VV販第00351507号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年6月15日から実施します。

（経過措置）

2 平成30年6月15日から平成30年7月31日までの間に、株式会社オープン、株式会社ゲオ、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ビックカメラ又は株式会社ヨドバシカメラから当社にモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）の申込み取次ぎがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年7月31日までに当社がその提供を開始したとき（モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から6料金月について料金表第1表（料金）第1（利用料）2（料金額）2-1（定額利用料）2-1-6（カテゴリーWに係るもの）に規定する基本額（消費税相当額を加算する前の額とします。）から1のモバイルアクセス契約ごとに600円を減額して適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（平成30年9月18日NSオ第00391811号）

この改正規定は、平成30年9月21日から実施します。

**附 則**（平成30年9月13日VVサ第00390238号）

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

**附 則**（平成30年9月25日VVサ第00394360号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成30年10月10日 V V サ第00400953号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年10月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成31年1月30日 N S オ第00444614号)

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附 則 (平成31年2月18日 N S オ第00452526号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年2月20日から実施します。ただし、この改正規定中、30MBコースに係るデータ通信利用料の料金改定に関する部分については平成31年3月1日以降の利用分から実施とし、平成31年2月20日から平成31年2月28日までの利用分については改定前の料金(1のモバイルアクセス契約ごとに、128バイトごと0.01円(税込0.0108円)のデータ通信利用料をいいます。)としします。

この場合において、当社は、その通信が平成31年3月1日午前0時をまたがるときは、次のとおりデータ通信利用料を適用します。

- (1) 卸 X i サービスに係る通信については、その通信の開始時間から1時間毎又はおよそ100メガバイト毎に通信を区切った上で、平成31年3月1日午前0時前までの通信部分については改定前の料金を適用し、平成31年3月1日午前0時以降の通信部分については平成31年3月1日以降の利用分として改定後の料金を適用します。
- (2) 卸 F O M A サービスに係る通信が平成31年2月28日午前0時以降に開始した場合は、平成31年3月1日以降の利用分として改定後の料金を適用します。
- (3) 卸 F O M A サービスに係る通信が平成31年2月28日午前0時前に開始した場合は、平成31年2月28日午前4時前までの通信部分については改定前の料金を適用し、平成31年2月28日午前4時以降の通信部分については、平成31年3月1日以降の利用分として改定後の料金を適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリー X データモード 通信量コース	モバイルアクセスサービス カテゴリー X データモード 標準プラン 通信量コース
モバイルアクセスサービス カテゴリー X データモード スループットコース	モバイルアクセスサービス カテゴリー X データモード 標準プラン スループットコース



モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 従量コース	モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 標準プラン 従量コース
---	--

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（平成31年3月25日VVサ第00473860号）

この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。

**附 則**（平成31年3月29日VVサ第00479717号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（令和元年5月23日NSオ第00498680号）

この改正規定は、令和元年5月24日から実施します。

**附 則**（令和元年8月23日NSク第00534568号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（令和元年9月11日VVサ第00541388号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**（令和元年9月19日NS企第00545152号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前までに、当社が申込みを承諾した契約は、第9条の2の2（最低利用期間）第2項に規定する最低利用期間の適用および料金表第1表（料金

(附帯サービスの料金を除きます。)) 第1(利用料)1(適用)(11)(最低利用期間内にモバイルアクセス契約の解除等があった場合の料金の適用)に規定する最低利用違約金の額についてはなお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (令和元年11月14日 V Vサ第00567150号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年11月20日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーW	モバイルアクセスサービス カテゴリーW タイプ1
------------------------	--------------------------------

- 3 令和元年11月20日から当社が別に定める日までの間に、モバイルアクセス契約(カテゴリーWタイプ2に係るものに限り、以下この欄において同じとします。)の申込みを行った場合であって、当社が別に定める日までに当社がこれを承諾したときは、そのモバイルアクセス契約の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12カ月間、そのモバイルアクセス契約に係る料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)に規定する定額料(以下、この附則において「短時間通話割引の定額料」とします。)について、次表に規定する額を減額して適用します。

短時間通話割引の定額料の減額
550円(605円)

(注) 本項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの附則の適用を廃止する日の30日前までに当社のインターネットホームページ(<https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/ocndenwa300cp.html>)にて提示することとします。

- 4 附則3の減額の条件を満たすモバイルアクセス契約において短時間通話割引の定額料の適用がなかった場合、そのモバイルアクセス契約と同一の第2種契約を同時に利用する別の1のモバイルアクセス契約(短時間通話割引の定額料の適用があるもので、同一の料金月において附則3の減額が適用されていないものに限り、)に対して、附則3の減額を適用します。

**附 則** (令和2年1月15日 V Vサ第00590757号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年1月20日から実施します。  
(経過措置)
- 2 V Vサ第00567150号(令和元年11月14日)の附則3について次の3のとおり改めます。
- 3 令和元年11月20日から令和2年1月20日までの間に、モバイルアクセス契約(カテゴリーWタイプ2に係るものに限り、以下この欄において同じとします。)の申込みを行った場合であって、当社がこれを承諾したときは、そのモバイルアクセス契約の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12カ月間、そのモバイルアクセス契約に係る料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話

割引)に規定する定額料(以下、この附則において「短時間通話割引の定額料」とします。)について、次表に規定する額を減額して適用します。

短時間通話割引の定額料の減額
550円 (605円)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則** (令和2年1月7日NSオ第00588237号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセス契約 カテゴリーXに係るもの タイプ1又はタイプ2のECOプランに係るもの 従量コースに係るもの 10MBコースに係るもの	モバイルアクセス契約 カテゴリーXに係るもの タイプ1又はタイプ2のECOプランに係るもの 従量コースに係るもの 10MBプラスコースに係るもの
モバイルアクセス契約 カテゴリーXに係るもの タイプ1又はタイプ2の標準プランに係るもの 従量コースに係るもの 30MBコースに係るもの	モバイルアクセス契約 カテゴリーXに係るもの タイプ1又はタイプ2のECOプランに係るもの 従量コースに係るもの 30MBプラスコースに係るもの

**附 則** (令和2年1月21日 VVサ第00592714号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年2月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 モバイルアクセスサービス(カテゴリーPに係るものに限ります。)において、令和2年2月1日以降にモバイルアクセス契約(カテゴリーPに係るものに限ります。)の解除があったときは、モバイルアクセス契約者(カテゴリーPに係る者に限ります。)は定期利用違約金の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則** (令和2年2月21日NSオ第00607161号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年2月29日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスのカテゴリーXであって、株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービスに係るもの(以下この附則において「3G」といいます。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとします。
- 3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、3G以外のモバイルアクセス

サービスから3Gへの変更となる場合及びカテゴリーXの標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリーXの標準プランへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（令和2年2月27日NSク第00609824号）

この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。

ただし、第35条（モバイルアクセスサービスの廃止）及び第41条の8（モバイルアクセス契約者に対する通知）については、令和2年3月31日から実施します。

**附 則**（令和2年3月18日VVサ第00621078号）

この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

**附 則**（令和2年3月25日NSク第00625664号）

この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

**附 則**（令和2年3月12日NSオ第00616912号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスのカテゴリーXの標準プランに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、カテゴリーXの標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリーXの標準プランへの変更となる場合を除き、契約内容の変更の請求等を行うことができます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。  
（その他）
- 6 NSオ第00607161号（令和2年2月21日）の附則3の文中の「3G以外のモバイルアクセスサービスから3Gへの変更となる場合を除き」を「3G以外のモバイルアクセスサービスから3Gへの変更となる場合及びカテゴリーXの標準プラン以外のモバイルアクセスサービスからカテゴリーXの標準プランへの変更となる場合を除き」に改めます。

**附 則**（令和2年3月26日VVサ第00628045号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 VVサ第00325427号（平成30年3月28日）の附則2を、令和2年4月1日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則**（令和2年3月31日NSオ第00631707号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

**附 則**（令和2年10月7日DPSサ第00698447号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年10月12日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーF データモード 通信量コース	モバイルアクセスサービス カテゴリーF データモード 標準プラン 通信量コース
--	---

**附 則** (令和3年1月27日 P S 事推第00737282号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

契約者指定番号発信機能に係る 短時間通話割引を伴う 3 番号自動判定通話割引	契約者指定番号発信機能に係る 一律国内通話割引
--	----------------------------

- 3 令和3年2月1日から当社が別に定める日までの間に、モバイルアクセス契約(カテゴリーWに係る者に限り、以下、この項において同じとします。)について当社が別に定める方法で申込みを行った場合であって、当社が別に定める日までに当社がこれを承諾したときは、1のモバイルアクセス契約(当社のIP通信網サービス契約約款に定める第2種契約(タイプ6-3のコース1に係るもので、その申込に係るモバイルアクセス契約と同時に利用するものに限り、)と同時に利用するものに限り、)に係る料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(26)(契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引)に規定する定額料(以下、この附則において「一括国内通話割引の定額料」とします。)について、その申込みを行った日を含む月の翌料金月から起算して12カ月間、次表に規定する額を減額して適用します(ただし、その定額料について既に本項に係る減額が適用されている場合を除きます。)

(注) 当社が別に定める日および当社が別に定める方法は、当社のホームページ([https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/ocndenwa1000cp\\_2102.html](https://www.ntt.com/personal/services/mobile/one/campaign/ocndenwa1000cp_2102.html))において指定する窓口から申し込む方法を指します。なお、当社が別に定める日は、終了の30日前までに掲示します。

一括国内通話割引の定額料の減額
300円(330円)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (令和3年3月29日 P S 事推第00769218号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、料金表別表1(モバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限り、)の基本機能)の5欄の規定の改訂については令和3年4月6日から、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)2(料金額)2-3(音声通信料)2-3-1(2-3-2以外のもの)2

ー3ー1ー2（カテゴリーWに係るもの）2ー3ー1ー2ー3（ワイドスター通信に係るもの）の規定の削除については令和3年4月7日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（令和3年3月30日D P Sサ第00769623号／令和3年4月26日D P Sサ第00779480号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（令和3年4月6日D P Sサ第00773434号）

この改正規定は、令和3年4月9日から実施します。

**附 則**（令和3年6月17日 D P S企第00795589号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）2ー7（電話リレーサービス料）の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとしします。
- 3 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げるモバイルアクセスサービスについても適用します。

(1) NSオ第00210363号（平成29年6月29日付）の附則2に係るもの

(2) NSオ第00607161号（令和2年2月21日付）の附則2に係るもの

(3) NSオ第00616912号（令和2年3月12日付）の附則2に係るもの

**附 則**（令和3年9月9日D P Sサ第00824342号）

この改正規定は、令和3年9月14日から実施します。

**附 則**（令和3年10月12日P S事推第00836479号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年10月21日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

**附 則**（令和3年12月7日D P S 5 G第00856059号）

この改正規定は、令和3年12月15日から実施します。

**附 則**（令和4年1月21日P S事推第00871768号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (令和4年2月10日 P S 事推第00879454号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月25日より実施します。

**附 則** (令和4年3月11日 D P S サ第00892308号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、この改正規定により提供を開始する危険SMS拒否設定に関し、次に掲げるモバイルアクセスサービスについても適用します。

(1) NSオ第00210363号(平成29年6月29日付)の附則2に係るもの

(2) NSオ第00607161号(令和2年2月21日付)の附則2に係るもの

(3) NSオ第00616912号(令和2年3月12日付)の附則2に係るもの

**附 則** (令和4年3月29日 P S 事推第00904343号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

**附 則** (令和4年5月30日 D P S サ第00925385号)

この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。

**附 則** (令和4年6月8日 P S 事推第00928389号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う契約の取扱い)

- 2 当社が、次の表の左欄の約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「NTTレゾナント」といいます。)に承継された左欄の契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の約款(以下「新約款」といいます。)の契約の規定によるものとします。

旧約款(当社): モバイルアクセスサービス契約約款	新約款(NTTレゾナント): モバイルアクセスサービス契約約款
モバイルアクセスサービス契約(カテゴリーWに係るものに限り)	モバイルアクセスサービス契約

- 3 旧約款により当社が締結した契約に係る次の事項については、NTTレゾナントに承継された新約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

(1) 種別、区分、通信モード及びコース区分等

(2) 期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日

(3) 付加機能

(4) 付帯サービス

(5) その他旧約款等に基づくサービス提供条件

- 4 この改正規定実施前に旧約款の規定により生じた料金その他の債務については、旧約款の規定に従い取扱います。

- 5 当社は、附則4に定める債務の支払いが確認できないとき又は支払いを怠るおそれがあると判断したときは、NTTレゾナントにその旨を通知します。

- 6 旧約款の規定により当社に預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりNTTレゾナントに承継された前受金については、令和4年7月1日において、NTTレゾナントが新約款に基づいて取扱います。
- 7 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、旧約款の規定に従い取扱います。
- 8 この改正規定実施前に、当社に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

**附 則** (令和4年10月18日 CNS 1サ第00974227号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年10月24日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限りません。）のアクセス方式は、それぞれ次表のとおりとします。

区分	アクセス方式
卸FOMAサービスを利用するもの	3G
卸Xiサービスを利用するもの	LTE

**附 則** (令和6年6月17日 CNSデ第000400003934-01号)  
この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。